

≪産業保健看護専門家制度名簿 登録者の登録更新、若しくは有効期間延長をされる方へ≫

産業保健看護専門家制度名簿 登録者の登録更新、若しくは有効期間延長をされる方は、以下の各書類を準備し、事務局に送付してください。

※ 会費未納や学生会員への会員種別変更等により日本産業衛生学会の正会員資格を失効した場合は、本制度登録削除となりますのでご注意ください。

I. 登録更新（保健師・看護師）

【旧登録産業看護師制度から移行された方（移行者）】

1. 産業保健看護専門家制度名簿 登録者 登録更新申請書（様式第 20 号-1）

登録更新審査手数料 16,500 円（消費税込み、振込手数料は本人負担）を納付し、裏面に振込控（写）を貼付すること。

2. （登録者：更新申請）学会活動等計画書（様式第 28 号-1）

【登録者認定試験を受験し登録された方（受験者）】

1. 産業保健看護専門家制度名簿 登録者 登録更新申請書（様式第 20 号-1）

登録更新審査手数料 16,500 円（消費税込み、振込手数料は本人負担）を納付し、裏面に振込控（写）を貼付すること。

2. （登録者：更新申請）学会活動等計画書（様式第 28 号-1）

3. 研修単位報告書（様式第 2 号-1）

4. 基礎研修受講証明書（写）

※ 産業保健看護専門家制度名簿 登録者への登録有効期間は、登録証に記載される登録日の翌日から起算して 5 年を経過する日までであり、期間内に登録の更新を行わないときは、その効力を失うが、委員会が、その事由がやむを得ざるものと認めた者については、1 回に限り登録を更新することができる。その場合の登録有効期間は、登録証に記載されている登録有効期限翌日から起算して 5 年間とする。

※ 更新時には、専門家認定試験受験資格（研修履歴、研究業績、学会活動、社会貢献など、施行細則第 8 条第 1 項、第 2 項、第 3 項、第 4 項及び第 5 項に定める各要件）について、更新前に取得した内容を引き継ぐことができる。

※ 2026 年度（2027 年 2 月末日）までに「登録者」の満了をむかえる者は基礎研修受講を免除。

※ 更新手続きは、登録有効期限 3 か月前から満了までの間に行うこと。

※ 審査の結果、更新資格が満たされていないと判定された場合であっても、一旦納付された手数料は返還しない。

II. 有効期間延長・更新猶予（保健師・看護師）

1. 有効期間延長・更新猶予申請書（様式第 14 号-1）

（委員会が求めた場合は以下についても追加提出）

1. 有効期間延長・更新猶予 追加申請書（様式第 14 号-2）

2. 追加申請手数料（11,000 円（消費税込み））受領証（写）：様式第 14 号-2 の裏面に貼付

※ 産業保健看護専門家制度名簿 専門家への登録有効期間は、登録証に記載される登録日の翌日から起算して 5 年を経過する日までだが、期間内に更新手続きを行えない場合、委員会が認めた

者については、登録有効期間を延長、若しくは更新を猶予することができる。

※ 有効期間延長・更新猶予の可否は、委員会で申請内容を確認の上、決定する。

※ 有効期間延長・更新猶予を希望する者の申請期限は、登録証に記載される登録有効期限翌日から起算して6か月以内とする。

<有効期間延長について>

登録有効期間中に法令に定められた各種（出産、育児、介護、公傷、私傷病等）休業及び休暇を取得した場合、自身や配偶者のやむを得ない事情（進学や海外転勤への同伴等）による実務の中断があった場合等に、その期間について有効期間の延長ができる。

<更新猶予について>

有効期間内に産業保健看護専門家制度名簿 専門家への登録更新条件を満たすことができなかった場合、更新を猶予することができる。猶予期間は委員会が定めた期間とする。

ただし、猶予期間中は、専門家の名称を使用することはできず、猶予期間内に更新が認められた場合の更新後の登録有効期間は、次の更新までの5年間から猶予期間を差し引いた期間となる。